（流通飼料対策室並びに飼料専門官及び流通飼料専門官）

第四十二条　飼料課に、流通飼料対策室並びに飼料専門官三人及び流通飼料専門官一人を置く。

2～5　（略）

（担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官及び数理官）

第四十七条　経営政策課に、担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官八人及び数理官一人を置く。

2～7　（略）

（農政調整官）

第百八十七条の五　（略）

2　（略）

（削る）

（削る）

（訟務官、小作官、管理官及び農地集積指導官）

第百九十八条　（略）

2～4　（略）

5　第一項に掲げるもののほか、東北農政局、関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部農地政策推進課に、それぞれ農地集積指導官一人を置く。

6　（略）

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　（略）

2・3　（略）

4　土地改良技術事務所に、次の五課及び専門技術指導官七人（北陸農政局及び中国四国農政局の土地改良技術事務所にあっては、六人）を置く。

庶務課

企画情報課

（流通飼料対策室並びに飼料専門官及び流通飼料専門官）

第四十二条　飼料課に、流通飼料対策室並びに飼料専門官四人及び流通飼料専門官一人を置く。

2～5　（略）

（担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官及び数理官）

第四十七条　経営政策課に、担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官七人及び数理官一人を置く。

2～7　（略）

（農政調整官及び先端技術専門官）

第百八十七条の五　（略）

2　（略）

3　第一項に掲げるもののほか、近畿農政局の生産部生産技術環境課に先端技術専門官一人を置く。

4　先端技術専門官は、先端技術に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（訟務官、小作官、管理官及び農地集積指導官）

第百九十八条　（略）

2～4　（略）

5　第一項に掲げるもののほか、関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部農地政策推進課に、それぞれ農地集積指導官一人を置く。

6　（略）

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　（略）

2・3　（略）

4　土地改良技術事務所に、次の五課及び専門技術指導官六人を置く。

庶務課

企画情報課

建設技術課

施設・管理課

保全技術課

5～12　（略）

（技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官、首席研究企画官、国際研究連絡調整官、技術革新企画官、放射性物質影響評価官、森林除染技術専門官、森林・林業技術者育成対策官、森林保全専門官、防除技術専門官、森林鳥獣害対策指導官及び林木育種専門官）

第三百九十四条　研究指導課に、技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官二人、首席研究企画官一人、国際研究連絡調整官一人、技術革新企画官一人、放射性物質影響評価官一人、森林除染技術専門官二人、森林・林業技術者育成対策官一人、森林保全専門官一人、防除技術専門官一人、森林鳥獣害対策指導官及び林木育種専門官一人を置く。

2～8　（略）

9　技術革新企画官は、森林及び林業に関する革新的な技術の開発に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

10～16　（略）

（国有林野総合利用推進室及び国有林野生態系保全室並びに企画官、流域管理指導官、森林施業調整官、地域森林計画調整官、経営計画官、森林情報指導官及び森林環境評価調整官）

第三百九十六条　経営企画課に、国有林野総合利用推進室及び国有林野生態系保全室並びに企画官四人、流域管理指導官一人、森林施業調整官一人、地域森林計画調整官一人、経営計画官一人、森林情報指導官一人及び森林環境評価調整官一人を置く。

2～10　（略）

建設技術課

施設・管理課

保全技術課

5～12　（略）

（技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官、首席研究企画官、国際研究連絡調整官、放射性物質影響評価官、森林除染技術専門官、森林・林業技術者育成対策官、森林保全専門官、防除技術専門官、森林鳥獣害対策指導官及び林木育種専門官）

第三百九十四条　研究指導課に、技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官二人、首席研究企画官一人、国際研究連絡調整官一人、放射性物質影響評価官一人、森林除染技術専門官二人、森林・林業技術者育成対策官一人、森林保全専門官一人、防除技術専門官一人、森林鳥獣害対策指導官一人及び林木育種専門官一人を置く。

2～8　（略）

（新設）

9～15　（略）

（国有林野総合利用推進室及び国有林野生態系保全室並びに企画官、流域管理指導官、森林施業調整官、地域森林計画調整官、経営計画官及び森林環境評価調整官）

第三百九十六条　経営企画課に、国有林野総合利用推進室及び国有林野生態系保全室並びに企画官六人、流域管理指導官一人、森林施業調整官一人、地域森林計画調整官一人、経営計画官一人及び森林環境評価調整官一人を置く。

2～10　（略）